

●条件変更申受け時の対応例

- ・事業者からの条件変更等の相談があった場合には、審査を行うことなく、まずは3カ月の元金据置きない期限延長を実施
- ・事業者からの相談を受け、これまでの事業実績の評価に基づき、今後も事業を継続させていくため、1年間の元金据置き・期限延長を実施
- ・受注が大幅に減少した事業者に対し、積極的な支援策としてまず1年間の元金据置きを実施。将来の資金面の見通しがついた時点で、見通しに合わせ返済期限を柔軟に延長予定

(出所) 金融庁「新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例」

行も無条件で応じる必要はないと考える。

そもそもメイン行と非メイン行では、担保・保全の状況が大きく異なるうえに、決済口座の有無など、どうしても得られる情報に格差がある。

本ケースに対して非メイン行としては、企業にこれまでの事業の状況や、今後の事業の計画、資金繰りの見通しを聞くなどして、条件変更の可否を独自に判断しても差し支

えないだろう。

ただし、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大は続いており、多くの企業が苦境にあるのは間違いない。そのような中、非メイン行はどのような着眼点で企業の変更に応じていけばよいのだろうか。

メイン行との
情報格差解消を目指す

ここで参考としたいのが、
金融検査マニュアルにある

「金融円滑化編チェックリスト」の考え方だ。金融検査マニュアル自体は廃止になったものの、「その精神は永遠」といわれおり、コロナ下にある今も参考になる項目があるからだ。

この金融円滑化編チェックリストの中で特に参考にしたのが次の項目だ。

「他の金融機関等（政府系金融機関等を含む）から借入れを行っている債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、当該債務者の同意を前提に、当該他の金融機関等（信用保証協会等が関係している場合には、信用保証協会等を含む）間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう適切に対応しているか。特に、貸付残高の多い金融機関は、貸付条件の変更等に係る情報の確認を積極的に

ここが対応ポイント！

- ▶ 前向きに検討する姿勢は必要なの、メイン行が応じるからといって無条件で条件変更に応じる必要はない
- ▶ メイン行と債務者情報を適宜共有し、情報格差の解消を図ったうえで可否を検討しよう

行うなど、緊密な連携を図るよう適切に対応しているか」

この項目を参考とすると、非メイン行は、メイン行との情報格差解消を図ったうえで条件変更を検討していくのがよいのではないだろうか。

守秘義務に留意したうえで、かつ債務者の同意が得られることが前提となるが、メイン行に対して債務者情報を共有するための情報開示を依頼し、企業が適切に事業を継続していける前向きな条件変更を行いたい。



コロナ禍の影響で相談が激増!

条件変更の申し出に 非メイン行はこう対応する

黒木 正人 飛驒信用組合理事長

自行庫が非メイン行である企業から条件変更の申し出があった場合にどう対応するか——ケース別に見ていく。

ケース 1

メイン行が条件変更する予定で
追隨するよう要望されている

▼非メイン行としてメイン行に従うべきなのか



こう対応しよう！

金 融庁はコロナ下の条件
変更について、金融機
関に中小企業金融円滑化法以
来の報告を求めている。

金融庁ホームページ「金融機関における貸付条件の変更等の状況について」によると、銀行分では条件変更実行の割合（実行件数÷〔実行＋謝絶件数〕）が99・1%（令和2年3月10日から12月末までの実績）、共同組織金融機関分では99・6%（同年3月10日から9月末までの実績）となっている。

また金融庁はコロナ禍発生当初、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた金融機関の対応事例」で図表のような対応を好事例として紹介していた。

これらを踏まえると、コロナ禍が発生した当初はメイン行が条件変更で支援する方針

を打ち出しており、追隨するように要望されていた。そのため、債務者から条件変更の申し出があつた場合は応じざるを得ないという状況になっていたと推測できる。この対応はメイン行であつても、非メイン行であつても変わらないかつただろう。

画一的な対応を
見直す時期に

これはコロナ禍が発生した当初の対応指針である。しかし、今はコロナ禍が発生してから約1年が経つ。これまで行ってきたような条件変更の対応を見直す時期に差し加かっていると言えるのではないだろうか。

つまり条件変更は、必ずしもメイン行に追随しなければならぬわけではなく、前向きに検討するという姿勢は変わらないものの、メイン行が応じるからといって非メイン